

福祉用具専門相談員！ これからが本番です

福祉用具専門相談員のレベルアップと福祉用具の更なる普及を目指している全国福祉用具専門相談員協会。その取り組みや福祉用具に関する提案などをお伝えするシリーズの第六回は、株式会社エイゼットの代表取締役、畔上加代子先生です。現在、全国福祉用具専門相談員協会の副会長としても活躍の畔上先生に、協会の昨今の取り組みなどについて、お話しいただきました。



畔上 加代子
全国福祉用具専門相談員協会 副会長

専門職とはどのような立場（役割・資格）を問うのか考えてみたいと思います。介護保険で誕生した福祉用具専門相談員は、福祉用具の専門職だと言われています。色々な場所や行政の通達の文書の中でも専門職たらんと言われ続けているわけですが、ここで何を基準に専門性を唱えているかを考えてみたいと思います。

セラピスト（PT、OT等）からは、「福祉用具に特化して精通してほしい」という声がかかります。例えば、自社で取り扱っているいないといった点に囚われることなく、メーカーを問わず、広く精通してほしいと言われています。

また、用具だけで、果たして選定をし、自立への促しができるかという点、②「せめて介護の方法や身体

状況や、セラピストが使われるという医療用具は理解してほしい」という意見も多くあります。

さらに、③在宅においては住環境を含めての提案を要求され、環境に対する知識も必要とされています。

そして、私がここで特に付け加えたいのが次の点です。

④コミュニケーション技術というか、手続きを必要とするかと思っています。

大きく分けると、こうした四つの専門性を持ち合わせる必要があります。その一方で、取っつきも取れる資格だと言われ、サービス担当者会議にお声がかからないサービスだとわれ、いざば後回しになり、専門性という言葉とはほど遠い環境に置かれていることも事実です。その原因がどこにあるのか、考えてみる必要があるかと思っています。

人的なサービスと用具のアセスメントがあれば、在宅での自立した生活を継続できる高齢者がほとんどであると思います。両輪と考えるそのサービスの組み合わせの中で、業者と呼ばれる、最後に提供されるサービスであることを直視し、その問題をきちんと整理していくことが、今、福祉用具専門相談員の環境の最後の優先順位ではないかと思っています。

そこで、④の提案の具体例を、左記の表にまとめてみました。

これは単に福祉用具の導入における中で、福祉用具専門相談員に課せられた業務の一環です。介護保険の中でレンタルという制度が用いられ、身体状況や家庭環境や介護力が変わるであろう用具の対応を制度として認めていただき、その中で福祉用具専門相談員の役割が軽んじられていると

を呼びかける要となるような方向付けを考えるためにも、今後考えられる個別援助計画は重要なことです。この個別援助計画についての積極的な取り組みを促したいと思います。

最後に、残念なこととして、レンタル料が物に特化して論じられているときに、単に物を持つて行って納めるといってシンプルに論議しかされずに、その報酬額が問われていることがあります。全国の福祉用具専門相談員が他のサービスとの連携を願

い、福祉用具がより適切なものであることを心にとめ、用具と人との環境との複合的な「かみあわせ」のために労を使われています。そのことについて、関係各位の方々の御理解と御支援を得たいものだと切に願います。

表1：訪問時について

- ①社名の表示された車を停める事についての理解を得られているか（駐車場有無の確認）。
- ②玄関に呼び出しの環境があるかどうか。
- ③玄関のチェックの中で生活感があるか。
- ④用具の搬入についてのスペースがあるかどうか。
- ⑤用具を直に置くことが可か、不可か。
- ⑥使われると思う搬入場所の確認。
- ⑦廊下や居室のスペース等、現在使われている居室の家具や物品の移動を行う必要があるかどうか。それにもなって移動したものを他の場所へ移すスペースがあるかどうか。
- ⑧仏間等、利用者に特に細かい配慮を要する場所があるかどうか。
- ⑨移動するものによって、掃除等の環境を整える必要があるかどうか。

表2：人的なこと

- ①利用する方ご本人への説明でいいのか。
- ②例えば訪問介護等訪問系のサービスを利用されている場合、利用される用具が利用者のみ使われるかどうか。
- ③利用される方に認知症があるのかないのか。
- ④利用する用具について、後始末を必要とすることの説明を必要とするかどうか。
- ⑤室内のみでなく、室外で使う場合（通院、デイサービス利用等）の利用されると思われる環境についての留意点の説明、もしくはスタッフとの関係。

「全国福祉用具専門相談員協会」会員募集要項

(1) 会員資格

- ①A会員/福祉用具専門相談員指定講習の修了者であって、本会の目的に賛同した者。
 - ②B会員/専門的有資格者（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、ホームヘルパー2級課程修了者）であって、本会の目的に賛同した者。
- (2) 会費：年会費はA会員、B会員とも1万円です。なお、入会金は無料です。
- (3) 入会申し込み：下記、連絡先にお問い合わせ下さい。

【連絡先】 全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-20 高輪OSビル9階

電話：03-3443-0011 F A X：03-3443-8800 ホームページ：http://www.zfssk.com

